

## 議案第9号

あきる野市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による民法（明治29年法律第89号）における債権関係の規定の見直しに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市営住宅条例の一部を改正する条例

あきる野市営住宅条例（平成9年あきる野市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
第12条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を「規則で定める」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第15条第1項中「（第3項）」を「（第4項）」に改める。

第18条第1項中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

第44条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第48条中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市営住宅条例（以下「新条例」という。）第12条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条の規定による使用許可を受ける者から適用する。

3 施行日前に提出された請書のうち、新条例第4条の規定による使用許可に係るものについては、新条例第12条第1項第1号の規定により提出された請書とみなす。